

9月になり、秋の声を聞いたとはいえ暑い日が続いています。

さて今回は来年の10月から東京都へ乗り入れ規制される都の排気ガス規制と、もうすでに車検継続時に車検証備考欄に排出基準適合並びに使用最終日が記載されるようになったNOx・PM法について比較しながら再度ご紹介したいと思います。

## 都の排気ガス規制条例とNOx・PM法の比較の話

規制対象車	都の排気ガス規制(短期規制)	NOx・PM法
	ディーゼル車 乗用車は規制対象外	ディーゼル車 乗用車も規制対象 (一部のバス・トラックでガソリン又はLPG車含む)
ナンバープレートの分類番号(最初の数字)	1.2.4.6.8 (一部5.7)	1.2.3.4.5.6.7.8
規制対象車型式の識別記号 (車検証型式欄の始めのアルファベット2文字又は3文字)	U- . W- 等(平成8年10月以前に登録した車) KA- . KB- . KC-	記号なし . KP- . HW- . KE- . HA- . KA- . S- . P- N- . K- . KQ- . HX- . KJ- . HE- . KF- . HB- KR- . HY- . KG- . HC- . KC- . W- . U- . KM- KN- . HT- . HU- . KH- . HD- . KE- . HA- . KD- Y- . X- . Q- . L- . J- . H- . T- . M- . Z-
規制内容	都内の運行の禁止	対策地域内での車検登録ができない
規制開始時期	平成15年10月から 新車登録から7年の猶予期間	平成14年10月1日から 車種及び初年度登録日に応じた猶予期間
対策地域	都内全域(島嶼を除く)	首都圏(東京・埼玉・千葉・神奈川) メンテナンスニュースVOL23を参照してください。
排出基準を達成できる後付け装置の有無	有り 都知事が指定したPM減少装置	現在のところ無し
今後の規制強化の有無	有り 平成17年4月1日以降に強化予定	現在のところ無し
違反した場合の処置及び罰則	運行責任者には運行禁止命令を出します。 従わないときには、違反者の氏名公表、罰則(50万以下の罰金)の適応があります。 荷主には違反しない自動車を使用するよう指示・勧告し、従わないときには氏名公表の適応があります。	処置及び罰則はありません。

以上簡単に比較しました。今度は実際にNOx・PM法の規制をすでに受けている車検証をもとに考えてみましょう。

右の車検証は8月末に車検を行ったものです。  
NOx・PM法の排気ガス基準値を満たさない為車検証の備考欄に使用最終日が記載されています。

つまり平成18年9月3日以降対策地域内では車検が取れないとになります。

更に型式識別記号がKC-ですので、都の条例の排気ガス基準値も満たしておらず

平成15年10月から都内を運行出来なくなります。

都内を運行するには、都指定のPM減少装置を取付すれば運行は可能ですが、使用の本拠を変更しない限りNOx・PM法で、この車は4年後に使用出来なくなります。現在埼玉・千葉も東京都と同様な乗り入れ規制を行う予定です。更に神奈川県でもまだ決定はしていませんが、同様な乗り入れ規制を行う可能性があります。PM減少装置の装着に関してはNOx・PM法の使用可能最終日などを充分考慮され、車の買い替え時期を含め計画を立て装着する事をお薦めします。

国際サービスではPM減少装置の販売・取付を行っています。  
ご不明な点、分からぬ事等ありましたら是非ご相談ください。

